めむろ社協だより

No.476 令和8年11月号

「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。
〒082-0014 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地 芽室町保健福祉センター(あいあい21)
☎62-1616 FAX62-1657
芽室町社会福祉協議会公式HP
https://www.memuro-syakyo.jp/

芽室町社会福祉協議会は、地域福祉事業と介護保険事業が一体となり、「支えたり」「支えられたりする」地域共生型のめむろの実現を目指します。



地域福祉推進課、介護事業課で構成されています。

訪問介護事業所
(ホームヘルパー) ☎29-1192
居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー) ☎29-1193
小規模多機能型居宅介護事務所
ふたば ☎66-9009

赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございます

10月1日より全国一斉に始まりました「赤い羽根共同募金運動」は10月18日現在、総件数91件、総額438,483円の善意による募金をお寄せいただきました。心温まるご協力に心から感謝申しあげます。なお、運動期間は12月31日までとなっております。引き続き皆さんのご協力をお願いいたします。

募金種別	件数	金額
法人募金	41件	246,440円
封筒募金	42件	123,886円
その他窓口	8件	68,157円
合　計	91件	438,483円

法人、団体、封筒募金にご協力をいただいた方は次のとおりです。
10月19日以降にお届けいただいた方は次号への掲載となりますので、あらかじめご了承ください。



法人募金(順不動)

大船寺、㈱米澤通商、行政書士大橋歩事務所、㈱北海運輸、芦澤写真館、芽室神社、㈲工藤建設、㈲葉山商会、㈱松山工業、㈱宮間工業、㈲三葉緑化興業、めむろファーマーズマーケットあいす屋、みやまはり灸整骨院、十勝農機㈱、宮西運輸㈲、法運寺、㈱ロールクリエート、㈲グリーンファーム、芽室町商工会、芽室タイヤセンター、正木薬局めむろ一ど店、㈱本田商店、十勝広域森林組合、石崎設備工業㈱、芽室建設業協会、村上建設㈱、松久園、㈱まつばら、東光寺、青田自動車整備工場、こせき美容室、㈱渡辺建業、㈱武藤商店、芽室幼稚園、実勝寺、㈱道東ブロック、㈲江崎自動車整備工場、蕎麦の里びばいろ、安田産業㈱、㈲五十嵐建設

封筒募金(敬称略・順不同)

常通恭子、坂田良三、若松忠幸、曽根義継、弦巻美津子、山田文子、谷口和徳、明瀬幸子、鳥本ヒサ子、村上伸児、松原茂、須藤スズ子、野澤民雄、髙橋仁美、髙井宏司、平谷雄二、南町町内会、茅野幸恵、青木久和、上美生町内会、中島農事組合、渋山南行政区、土屋貴宏、本田景茂、本田貴洋、岡崎栄太郎、西村和則、石村裕久、土屋砌、岡崎亘、苅谷典次、山中智弘、上新生農事組合、西新生農事組合、林勝男、遠藤新次、児山順一

その他窓口募金(順不同)

渋山長寿会、美生老人クラブ、北伏古楡の会、ラベンダー会、ガンバルーンサークル、イベント募金(病院まつり、ふれあい広場)

歳末たすけあい募金にみなさまの善意をお寄せください

赤い羽根共同募金運動の一環として、12月1日から歳末たすけあい運動が行われます。
歳末たすけあい募金は、芽室町におきまして経済的に支援の必要な世帯へ歳末見舞金として配分させていただきます。
みなさまのご協力をお願いいたします。

めむろ社協だよりは「赤い羽根共同募金」の助成を受け、発行しています。

芽室町共同募金委員会からのお知らせ



10月1日より、第80回赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。北海道共同募金会における使途不明金事案に関し、全容解明が道半ばのなかにも関わずご協力をいただきましたことにお礼申し上げます。

現在、北海道共同募金会では弁護士らによる第三者委員会が、全容解明に向けた調査を進めているところであります。調査結果が公表され次第、お知らせをいたします。

今回の件を受けて、芽室町共同募金委員会では、皆さまからお預かりした募金が誰に、どうのように管理されて、どのように福祉の現場に届くのかを前号（10月号）で共同募金の目的や仕組みをお伝えしてきました。

今号では、法律からみた「共同募金」と12月から開始されます「歳末たすけあい募金」についてお伝えします。

法律からみた「共同募金」



1951（昭和26）年、「社会福祉事業法」が制定され、共同募金が法制化されました。

「社会福祉事業法」は、2000（平成12）年に「社会福祉法」に改正され、現在の共同募金は、この「社会福祉法」という法律をよりどころとして進められています。「社会福祉法」は、日本の社会福祉の基本法であり、共同募金および共同募金会に関する基本的なことは、この法の第10章「地域福祉の推進」の中に規定されています。

共同募金は「社会福祉法」に定義される第1種社会福祉事業＊であり、また「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的するものをいう。」と規定されています。（＊第1種社会福祉事業の一例：更生施設、母子生活支援施設、児童養護施設、特別養護施設、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設　など）

歳末たすけあい募金も赤い羽根？ ～歳末助け合い募金も、共同募金の一環～

12月1日～31日までの1カ月間、赤い羽根共同募金と並行して、歳末たすけあい運動が行われます歳末たすけあい募金は、歳末時期に生活援護を必要とする人々のための募金です。

歳末たすけあい募金は2種類

- 市町村の区域毎に行う ⇒ 「地域歳末たすけあい」
- マスコミ等を中心に実施する ⇒ 「道民歳末たすけあい」（NHK歳末たすけあい）



歳末たすけあい運動

歳末の時期に寄付金が使われるから「歳末たすけあい」

歳末たすけあいへの寄付は、見舞金として歳末時期（当年度）に使われ、地域福祉サービス事業などには原則として翌年度実施分に使われます。

歳末たすけあい運動の歴史と経緯

歳末たすけあい運動の歴史は古く、そのおこりは明治の時代までさかのぼることができます。

明治39年に大阪毎日新聞社が「歳末同情募金」を呼び掛けたのが始まり、その2年後救世軍による「慈善鍋（社会鍋）」が開始され、互助的精神をもって主に救貧政策として発展し、戦後は民生委員が中心となり展開されました。やがて、歳末たすけあい運動は、社会福祉協議会の活動の一環として行われ、その後、共同募金に一元化され、**現在では、共同募金会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が呼び掛けをし、推進する運動**となっています。

『成年後見制度個別相談会』の開催

成年後見制度のこと、自分自身や家族のこと、身寄りがなく将来が心配、財産管理ができないなど、お気軽に相談してください。

日 11月26日(木)14時～
場 芽室町保健福祉センター2階「憩いのサロン」
対 芽室町民
¥ 無料
■相談員 弁護士　佐々木誠氏（まこと法律事務所）
申 11月17日(火)まで
※先着順で3組までの相談を受付します。希望者は事前にお申し込みをお願いします。



善意に厚く感謝いたします

・矢野征男杯ゴルフコンペ参加者一同　様
44，000円
（社会福祉事業及び赤い羽根共同募金へ）

『老人クラブ交歓会』を開催します

日 11月19日(木)9時15分～
場 中央公民館　大ホール

今年で59回目の開催となる歴史のあるステージです。

老人クラブの会員による歌や舞踊などを是非ご鑑賞ください。どなたでもご来場いただけます。





『心配ごと相談』を開設しています

11月25日(水)
専門相談員：栗栖尚子(くりすなおこ)さん
白銀孝志(しろがねたかし)さん

12月9日(水)
専門相談員：稲垣輝幸(いながきてるゆき)さん
若狭富美子(わかさふみこ)さん

場　所：保健福祉センター2階「静養室」
時　間：13時15分～15時30分

◎相談内容等、個人情報は厳守します。

歳末見舞金の申請を受付けます

歳末見舞金の配分を希望される方は、お住いの地区の民生委員児童委員から申請書を受け取り、必要事項をご記入のうえ、11月25日(水)までに社会福祉協議会にご提出ください。なお、民生委員不在地域の方は、申請書を社会福祉協議会でお受け取りください。

【対象者（世帯）】

芽室町内に在住する方で、次の①～⑥のうち、いずれかに当てはまり、経済的な支援が必要と判断される場合となります。

①在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯
②障がい者(児)が在宅している世帯
③義務教育終了以前の乳幼児・児童・生徒を養育するひとり親世帯
④75歳以上の単身者世帯
⑤高齢者(65歳以上)夫婦のみの世帯
⑥その他、生活に困窮されている世帯
＊ご留意ください。

歳末見舞金は、生活保護世帯は対象外とさせていただきます。また、自宅で生活している方を対象としていることから、病院に入院中・施設へ入所中の方も対象外とさせていただきます。

【対象者（世帯）の決定】

申請後、地区担当の民生委員児童委員へ申請者の生活状況確認をお願いし、社会福祉協議会で審査のうえ、決定いたします。

『市民後見人養成研修』が終了

8月20日に開講した市民後見人養成研修が10月1日に閉講し、一般町民で参加された4名の方に木村社協会長から修了証を授与しました。

今後、判断能力が低下した人の金銭管理や福祉サービスの契約等で、本人に代わり手続きをすることができます。法人後見業務をしている社協とも連携し、町民を支える地域に身近な市民後見人として、ご活躍いただきたいと思います。

